

クリニック経営に役立つミニコラム ①

コロナによりクリニックの経営環境は大きく変わったのではないのでしょうか？

開業医の奥様のための勉強会「**医ッ歩一步の会**」を主宰するよこやま内科小児科クリニック理事の横山様に、「**コロナに関連する助成制度**」について伺いました。



横山実代様 プロフィール
よこやま内科小児科クリニック理事
ジャパンウーマンソサイエティ代表
<https://jwsociety.jp/keieikouza.html>

移転開業して18年。経営難だった2代目ドクターを支え地域になくてはならないクリニックに。3児の母。開業医の奥様のための勉強会「**医ッ歩一步の会**」を主催、勉強会や情報交換会を多数実施。個別コンサルティングの要望も多い。

今月は年末年始に申請したコロナに関する助成制度を紹介します。すでに利用している方も多いと思いますが、まだの方は検討してはいかがでしょうか？

その1 『新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度』

これは労災保険の上乗せ保険です。労災保険に入っている（スタッフは皆加入）医療従事者が、コロナで仕事を4日休むと20万円、死亡だと500万円もらえるというものです。

労災は、医療法人の理事長や理事は加入できませんし、個人事業主も加入できませんが、特別加入というものを使って、労災に加入すると、この保険も加入できるそうです。

コロナになると、医療従事者は労災認定してくれるので、加入の検討をしてもよいかもしれません。

休業補償保険にご加入の方もいると思いますが、支払い事由が発生しても院長の月給以上は支払われないことるので加入内容を確認しておいてはいかがでしょうか？

この、労災の上乗せ保険は加入期限があるので早めに検討してもよいかもしれません。

補足：労災保険は月単位の加入とのこと。また、加入日の翌日から保険適用になるとのこと。

その2 『新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度』

院長やスタッフがコロナに罹りクリニックを休業したときに出る保険です。

保険料48,000円で100万円が支給になるというもの。

保険料の48,000円も感染対策交付金（こちら100万円交付になるもので紛らわしいですが）で請求可能なものとのことで、実質ゼロ負担（請求した場合）とのことです。

その3 『令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業』

これは、「発熱外来します」、と手上げしているクリニックさんを対象とした制度になります。発熱患者を診るために動線分離（時間的動線分離含む）をしたにもかかわらず想定した患者が来なかった場合、その分を補填する、という制度になります。

少しわかりにくい制度なのでコールセンターなどで自院の場合どうなるのか確認してはいかがでしょうか？

コロナの再拡大によりクリニックを取り巻く環境は厳しいものがありますが、使える制度を上手に利用して乗り切っていきたいと思います。

「**医ッ歩一步の会**」ではより良いクリニックを作るため、様々なテーマで勉強会をしています。ご興味がある方はお気軽にお問合せください。